

指定地域密着型サービスに係る留意事項

3 地域密着型サービス事業者の研修要件について

(対象サービス：認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護)

Ⅲ 地域密着型サービス事業者の研修要件について

地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護については、人員基準において、別に厚生労働大臣が定める研修を修了していることを要件とする職種があります。 → 研修要件を確認する（PDFファイル）

これらの研修は指定及び指定更新にあたっての必須の要件ですので、急な職員の離職や人事異動で研修修了者が不在にならないよう、計画的に修了させるようお願いします。

また、指定の有効期間内において、職員の急な離職や病気による休職等のやむを得ない事情で、研修未修了者を後任に充てなければならない場合には、指定権者に対して事前協議をしていただく必要がありますので早急にお知らせください。その際、直近の研修の機会に必ず受講させる旨を記載した法人代表者から当組合管理者あての誓約書を変更届に添付して提出してください。

なお、人事異動等による場合は、やむを得ない事情とは認められないため研修未修了者を配置することはできません。

【注意事項】

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業所等の介護支援専門員や認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者が必要な研修を終了していない場合、認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者に介護支援専門員を配置していない場合も、原則として「人員基準欠如による減算」の対象になります。
- (2) 各サービスにおいて、「人員基準欠如に該当していないこと。」との算定要件がある加算を算定している場合には、人員基準欠如の状態が解消するまでは当該加算の算定は認められないので注意が必要です。
- (3) 管理者の変更を行う場合は、管理者交代時の研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて研修の申込を行い、当該管理者が研修を終了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を終了していない場合であっても差し支えないこととされました。(令和3年度改正)